

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価（全項目評価）のパブリック・コメント等の実施結果について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第5号

(担当部課：健康部保健予防課)

事業の概要

事業名	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価（全項目評価）
担当課	保健予防課
目的	新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する報告
対象者	新宿区民
事業内容	<p>1. 予防接種に関する事務について</p> <p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種を実施する事務である。</p> <p>令和4年度第4回新宿区情報公開・個人情報保護審議会において、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付を開始することにより、現行の予防接種事務に新たな特定個人情報の取り扱いが生じたため、特定個人情報保護評価（全項目評価）を実施することを報告し、了承を得た。</p> <p>その後、全項目評価書（素案）に対するパブリック・コメントを実施し、個人情報保護及び情報システム等の専門的な知見を有する外部の第三者による点検（以下「第三者点検」という。）を行った。これらの実施結果を踏まえ、基礎項目評価書及び全項目評価書を個人情報保護委員会へ提出するとともに公表する。</p> <p>2. パブリック・コメントの実施結果</p> <p>(1) 実施期間 令和4年9月15日（木）から令和4年10月14日（金）まで</p> <p>(2) 実施内容 保健予防課、区政情報課、各特別出張所、区政情報センター、区立図書館において資料を閲覧及び配付に供するとともに、区ホームページ及び広報新宿（令和4年9月15日号）への掲載により意見を募集し、郵送、ファックス、窓口持参及び区ホームページにおいて受付を行った。</p> <p>(3) 意見提出者 なし</p> <p>3. 第三者点検の実施結果</p> <p>(1) 実施期間 令和4年11月9日（水）から令和4年12月9日（金）まで</p> <p>(2) 受託業者 株式会社RSコネクト</p> <p>(3) 点検結果 評価書は、「区が国へ公表するに当たり、概ね適切な内容となっている」と判断された。その上で、詳細箇所について修正すべき点の指摘があった。</p> <p>4. 評価書の変更について</p> <p>上記の実施結果を踏まえた評価書の変更点等については、以下のとおり。</p> <p>(1) 全項目評価書（全文） 資料27-2のとおり</p> <p>(2) 全項目評価書の新旧対照表（素案からの変更箇所） 資料27-3のとおり</p>

	<p>5 今後のスケジュール</p> <p>ア 個人情報保護委員会へ特定個人情報保護評価書提出及び区ホームページ等で公表 令和5年2月9日(予定)</p> <p>イ パブリックコメントの結果公表 令和5年2月9日(予定)</p> <p>※ 全項目評価書の概要については、資料27-1を参照。</p>
--	---